

社会福祉法人共生会介護職員処遇改善交付金支給要綱

1 目的

介護職員処遇改善交付金の支給に関し、必要な事項を次のように定める。

2 支給対象職員

介護職員処遇改善交付金（以下『交付金』という。）支給対象職員は、特別養護老人ホームほしの郷、デイサービスセンターびおと一ふの介護職員とする。

ただし、看護師、介護支援専門員、相談員、調理員、事務職（施設長を含む）、宿直の各職員は支給対象外とする。

3 支給額

交付金支給対象職員（以下『対象職員』という。）に対するそれぞれの支給額は、交付金額を対象職員の数で除した金額の10円未満を切り捨てた額に10円を加えた金額より、対象職員の4月昇給額を差し引いた金額とする。

4 支給日

交付金の支給日は、交付金の算定月の3ヵ月後の給与日とする。なお、本給与日は特別養護老人ホームほしの郷・びおと一ふの給与規定第8条の規定に準ずる。

5 その他

- (1) 施設長は、特別の事情がある場合、理事会に諮り千葉県への交付金の申請をしないことができる。
- (2) 本要綱及び交付金支給は、介護職員処遇改善交付金事業が終了した時点で廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。